

第2回基本ルールWG：資格分野  
全国社会保険労務士会連合会ヒアリング議事録

1. 日時：平成18年10月17日（火）11:00～12:00
2. 場所：永田町合同庁舎2階第2会議室
3. 出席：○規制改革・民間開放推進会議  
鈴木主査、黒川委員、安念専門委員、大橋専門委員  
○全国社会保険労務士会連合会  
大槻会長、堀谷副会長、金田副会長、大山副会長、中井専務理事

○鈴木主査 それでは、資格分野の問題について、全国社会保険労務士連合会からのヒアリングをさせていただきたいと思います。

今回は、先般、私どもの求めました資格制度に関する調査票に対して簡易裁判所における訴訟代理権を社労士関係の仕事の業務についてお求めになっておりますので、本日その問題について御意見を賜りたいと思っております。

時間は大変申し訳ないですけど、30分程度しか用意ございませんので、10分程度でその趣旨を御説明いただいて、あと20分は、私どもの方から質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○大槻会長 全国社会保険労務士連合会の大槻でございます。このたびは規制改革・民間開放推進会議基本ルールWGのヒアリングにおいて意見を申し述べる機会を与えていただきましたことを心から感謝し厚く御礼申し上げます。

まず、私から社会保険労務士が日常行っている業務の範囲と内容など、特に個別労働関係紛争とのかかわりを中心に御説明させていただきます。

社会保険労務士の業務は大別しますと、労働社会保険関係分野、労務管理関係分野の業務、それに特定社会保険労務士に限られた個別労働関係紛争解決代理業務の3つがございます。いずれの業務も企業経営の3要素の1つ、人の部門にかかわる業務であります。また、それを企業規模との関係で見ますと、特に中小零細企業と深いかかわりがあります。社会保険労務士の多くはこのような中小零細企業を顧問先事業所としているのが実態であります。

そもそも社会保険労務士制度は中小零細企業の労務管理の近代化のため労働社会保険関係の法規に通暁し、適切な労務指導を行い得る専門家として昭和43年に誕生したものです。昨今、景気はかつて戦後最長と言われたいざなぎ景気を追い越すまでに回復しつつあると言われてはいますが、実質成長率が低いいためか中小零細企業の経営者の場合、多くはその実感を持っていないようです。例えば高齢者雇用安定法で義務づけられている雇用延長制度では18%が導入をしていない。また、労働条件の決め方など、前近代的な経営意識がまだまだ根強く、その一方で、労働者の権利の意識が高まり、それが著しいことから個別労働紛争は増加の一途をたどっているのは事実でございます。

御高尚のとおり、労務管理はその技法によって企業が労働生産性を上げて繁栄し、併せて労働者

等の生活及び福祉の向上を目標とした経営ビジョンを達成するためのものがございます。したがって、事業所において個別労働紛争が発生すると事業の収益性が阻害され、場合によっては倒産や廃業に追い込まれ、事業経営者に限らず労働者の生活が脅かされることになりかねないことは言うまでもありません。実際にこうした事案も少なくないのです。これを未然に防止することは、労使関係者とともに社会保険労務士の大きな役割であり極めて重要な業務であります。

次に昨年の法改正により特定社会保険労務士制度が追加され、来年4月1日から施行されます。個別労働関係紛争について、ADR機関において、一定の範囲以内で和解交渉、和解契約の代理が認められることとなりましたが、これによって個別労働紛争当事者にとっては解決方法の選択肢が増えメリットになると考えます。しかしながらADR機関においてあつせんが打ち切られたり、あるいは当事者の一方があつせんに応じない場合などは裁判となります。その場合、訴額140万円以下ならば簡易裁判所の扱いとなりますが、そこから先は社会保険労務士が引き続き関与することが認められていないため依頼者の利便に応えることができません。

そこでお願ひしたいのは、簡易裁判所等における訴訟代理権等を付与していただきたいということでございます。また、これに関連することからも法テラスの発展とその充実に協力し、国民の法的ニーズに応えていきたいと考えています。

なお、今回提出させていただきました調査票に関する詳細については、引き続き中井専務理事より御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○中井専務理事 それでは私の方から、今日お配りしております「規制改革・民間開放推進会議ヒアリング説明資料」という資料をお出ししておりますが、それに沿いまして……

○鈴木主査 済みません、簡潔にお願いします。

○中井専務理事 わかりました。あと、5分ぐらいですね。

○鈴木主査 ありがとうございます。

○中井専務理事 まず、1つはニーズのことでございます。これは統計資料がありませんので、正確なことは言えないのですが、いろんな資料を参照しながら、ここに書いてあるような御説明をしたいと思ひます。

1つは弁護士のサービスとの関係ですけれども、簡易裁判所というのはここにもありますように、大体9割以上が本人訴訟でして、弁護士さんというのはあまり関与されていない分野でございます。

第2点は、労働関係につきましても、弁護士さんも専門化しております、より労働者側に立つ労働弁護団、経営者側に立つ経営法曹会議という方は、大体今ここに書いてあるような1,800人ぐらいの方がおられまして、それも東京とか大都会に集中しておられます。そういった意味で、全国でそういった弁護士さんのサービスを受けようとしてもなかなかできないというのがここに書いてあるとおりでございます。

それから、次のポイントですけれども、個別労働紛争の増加ということで、これは非常に増えておりました、これは司法制度改革の中でも大きなテーマの1つでございました。行政の方では個別労働関係紛争解決促進法（平成13年）をつくりまして、現在までの数字はそこに書いてあります。細かく数字を挙げる必要ありませんが、総合労働相談件数が62万5,000件から90万7,000件とい

うふうに非常に増えておりまして、それから民事上の個別労働紛争相談件数、これは労働紛争ですから基準法違反などは役所が是正させなければいけないので、純粹に民事上のものはここにあるような数字。あるいはあっせんの件数は3,000件から7,000件になるなど非常に大きな伸びを示しております。個別労働紛争の特徴は数が多いこと、金額が少ないこと、この2つが大きな特徴でして、そういった数字とかその特徴を見る限り、私どもが願いますというニーズは非常にあると思っております。

それから、3番目に司法書士との関係でちょっと申し上げます。司法書士の認定司法書士という方は簡裁の訴訟代理権持っております。制度上労働関係の事件も取り扱うことができます。しかしながら司法書士さんの試験科目、あるいは司法書士さんの研修も、そういった労働関係は何1つないわけです。そういった方が現実には簡裁の訴訟代理権を持っておられるということ。それをやめろと言っているわけではありませんが、私どもの方は少なくとも労働の専門家であって、こういうことをやっている以上、こういった訴訟代理権、その分野の訴訟代理権が与えられても何らおかしいことはありませんし、もちろん付与されない方がおかしいのではないかという思いがいたしております。

なお、関連して、簡裁でどのぐらい労働関係の事件があるかということ申し上げます。ちょっと古い資料とか断片的なものしかないのですけれども、少額訴訟の例として、第1番目：敷金の返還、2番目：賃金・解雇予告手当、3番：売買代金とありまして、こういうこともどこの資料にございました。それから、別な資料では交通事故：19%、敷金返還：14%、賃金：10%ということで、2番目とか3番目に挙げられるぐらいの件数はあります。そういったことをまず申し上げたいと思います。

それから、2番目の「高度な法律知識及び専門能力」について、ここにもいろいろ書いてございます。私どもがやらなければいけない労務管理の仕事、これは賃金、労働時間の制度、ここに安全衛生からいろいろ書いてございますが、そういった企業に対して、私どもがいろんな制度づくりの援助をしております、相談を受けて指導しております。そんな中で、解雇、労働条件の変更、個別労働関係紛争につながるものの未然防止、あるいは万一紛争が生じたときの解決できる知見というのは、当然私どもとしては自信を持って積んでいると言っていると思います。

それから、研修のこと、これも私ども一生懸命ここに書いてある数字を挙げております。

それから、実務能力、専門的な能力を証左するものとして、私ども総合労働相談というのを全国的に展開しております。そこに件数等ございますが、そういった形でやっておるところがここに書いてございます。

それから、昨年法律改正で、私どもはADRの代理業務ができるようになりました。これは全員ではありません。特別研修63時間の研修を受けて試験に合格した者ができる特定社会保険労務士、これは個別労働関係について、個別労働関係の法制は判例によって形成されておりますが、そういった勉強。あるいはADRといたしまして、訴訟に類似した手続が必要ですから、そういったものに対する研修も受けて、それに合格した者がなれるということで、既に今回第1回目も終わりをまして、2,700人の特定社労士が生まれております。ただ、これによって簡裁の訴訟代理ができるか

という私どもそうは思っておりませんが、私どもこれに加えて簡易裁判所における裁判実務、民事訴訟法等の知識が必要であることは当然であるというふうに考えております。

それから、社労士試験との関係も御質問がございました。これは私どもも今のままではこういったことで担保しているとは言えない。憲法、民法、民事訴訟法等がございません。もし簡裁の訴訟代理権が認められれば、特別研修のような形で追加的にその能力を付与することは必要だと思いますが、できれば次の社労士法の改正の際には、そういった憲法、民法を試験科目に入れたいと思っております。また、労働関係で言えば、労働法の基本である労組法、労調法のことも入れたいというようにも考えております。

それから、こういったことによって国民のメリットはあるか。4番目でございますが、国民といいましても、私どもは労働関係ですので、使用者、労働者とその家族と想定いたします。現在、私ども社労士3万人おりまして、開業やっておりますのが2万人でございます。これは全国津々浦々におります。簡易裁判所が438ありますが、その管轄区域内で社労士がいないのは20地域だけ、これは主として離島で、離島には確かに私どもの仲間はいませんが、ほかには全部います。もちろん大都市は偏在していることもありますが、全国どこでも身近にいると考えていただいて、サービスが提供できる。

それから、もう一つは金額の低廉です。私どもの顧客は中小零細企業でございますので、中小零細企業の実態をよく知っております。だからそういった意味での低廉な報酬でできますし、それから顧問先という形でトータルでお引き受けしている場合がありますから顧問先報酬という形でできるというようなことがありますので、そういった意味でのメリットがありますし、本来、いろんな紛争が起きたとき、紛争未然防止できたときADR、あるいは裁判と一連のサービスが提供ができるというメリットもあると思います。大きな地裁にかかるような話はできませんけれども、先ほど言いましたように、個別労働というのは非常に少額なものが多いものですから、そういった意味での一連のサービスができると思っております。

以上で、簡単でございますけれども、訴訟代理権の関係でございます。

あと、行政書士法との関係等がいろいろ御質問がありましたので簡単に申し上げますと、行政書士法では、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士には行政書士の資格が与えられております。その理由は、業務内容とか業務運営の実態、試験の程度等から勘案して定められているというふうに聞いておりますけれども、社労士も同様ではないかという思いはしますけれども、ただ、実は私ども実際の活動、労働保険の分野での活動状況を見ると、その資格は特に必要があるというふうに考えておりません。

それから、それ以外につきまして、調査票にもございますが、簡単に申し上げますと、強制入会の件につきましては、これは既に役所の方からもいろいろ御説明していると思っておりますけれども、それに加えて、我々みたいな国家資格を持っている者については、自らの力で倫理を確立していくということで、自主的な懲戒権の付与をしていただくことが必要ではないか。私どもは既にそういった綱紀委員会もつくりまして、大学教授とか弁護士、労使の団体の方にも入っていただいて、そういったことに中立・厳正な倫理の確立ができるというふうに自信を持っております。

あと、会則の附則の変更等々細かいことにいちいち役所の認可が要するというのもちょっとどうか  
なというふうに私ども考えております。

それから、今、市場化テストや社会保険庁の改革法案でいろんな役所の仕事民間に出されると  
いうことですが、私どもそういう経験を既にやっておりますが、その要請書にも書いてございま  
すように、私ども他の、誰が何をしているか分からない方と違って、我々は専門家ですから、ちゃ  
んとそれなりの成果を上げていると自信を持って申し上げます。そういう意味で、私どももよく使  
っていただいて、行政の効率化にも寄与させていただきたいというふうに思っております。

以上、非常に簡単でございますけれども、私どもからは以上です。

○鈴木主査 ありがとうございます。

それでは、質問等がありましたら。現実に簡易裁判所の事件の中の大体3番目ぐらいに賃金が入  
ってくるということをおっしゃっておられて、それは社労士さんが一番得意とする専門分野だと言  
われた、これは分かります。それについて、その訴訟は本人訴訟でやっておるわけでしょうけれど  
も、あるいは司法書士がついてやっているケースもあるでしょうということですが、それについて  
社労士さんに相談してくるといふ、そういう事例はあるでしょうか。

○大槻会長 例えば一例を挙げますと、退職した後に労働者から在職中の割増賃金、残業手当を払  
われてないから払え、というようなことを簡易裁判所を通して、いわゆる雇主・経営者側の方に訴  
訟を起こしてくると。すると経営者側の方から社会保険労務士の方に、うちのこれはどういうこと  
になっておるのかと。中には、これは当然法定労働時間を超える割増分は払わんといかんです。しか  
し中には変形労働時間制、みなし労働時間制、そういったことで、いわゆる定額残業制をしいてや  
ってきたとか、そういうことになりましたが、社会保険労務士は、その経営者に対して、これにつ  
いてはこういうふうな答弁で、こういうふうな対応をすることが必要ですね、ということで、実は会  
社の方は、簡易裁判所に出頭の日には、会社の総務担当とか、そういう人たちが行かれて、そして  
私どもがアドバイスしたようなことで対応されてくるということです。

そこで私どもの社会保険労務士がそこに入りませんから、いわゆる傍聴のような形になっていま  
すけど、実際にそれを見ていて、あそこはこうというふうに説明すれば、もっと相手にわかっても  
らえたのというようなケースがございます。特に多いのは今のケース、退職後の労働者からの労  
働条件の訴え。

○鈴木主査 相談は経営側、あるいは労働者側双方あると思うのですが、どちらの方が多い  
でしょうか。

○大槻会長 私から見ますと、労働者の方は選択肢が多いんですね。例えばユニオンに入って、そ  
こから団体交渉の申し入れが来たりします。そういうことからしますと、労働者の方が、まだ社会  
保険労務士が代理人はできませんので、社会保険労務士を訪ねるというケースは少ない。ほとんど  
ないんでしょうけれども、したがって、経営者側からの相談の方がそういう場合には多い、こ  
ういうふうに思います。訴えが労働者側から多いですから、受ける側の立場の、経営者から訴える  
ということはまずないですから。

○鈴木主査 それから、ここに書いてある例えば試験科目の中に民事訴訟法も加えるというような

ことが書いてありますけれども、そこら辺は厚労省に対して、今の社会保険労務士に対して簡裁の訴訟代理権を与えるという先般の御要望については厚労省とはどのような話をされておられるのですか。

○中井専務理事 こういった今日のヒアリングを含めて、今までもずっと私どもこういうような主張をし続けておりますから、そういうことについてはもちろん役所の方も十分知っております。それについて、特別大賛成だとかということかどうか、ともかくとして、既に報告して分かっていると思います。ただ、試験科目まで、これをやろう、どういうふうにするかまでは、そんな突っ込んだ話まではまだしておりません。むしろ方向が決まったら、そういった形で中身を詰めていってもらわなければいけないと思っております。

○鈴木主査 これはもちろんぶつかる先は弁護士さんであり、既に簡裁での代理権を持つておる司法書士だと思いますけれども、そちら側の方のお話についてはなんですけれども、というようなことは特にやっておられるのか、やっておられないのか。

○大槻会長 私どもは既に前々回の法改正あたりのときに、ぜひその辺のところ、司法制度改革がスタートしたころから、今の案件、いわゆる簡裁での訴訟代理、地裁以上の場での出廷陳述権、これをぜひお願いしたいということをやってきました。したがって、今回のADRの関係の場におきましても、その辺のところは私どもは主張はしてきていますが、日弁連さんがいいよというような御返事は当然のことながらいただいておりませんし、司法書士さんの方に対しましても、司法書士さんも今度是可以というので、労働相談などもおやりになっているところもちろほら見るのですけれども、私どもは司法書士さんの方に対しては今のところそういうことを申し上げていませんが、ただ、司法書士さんの方に対して文句を言う意味ではないです。司法書士さんは労働問題専門でないけれども、訴訟代理ができるようになったということであるから、我々はADRでやっていくのだから、その延長線上での訴訟代理は認めていただきたいと、こういう考えは強く持っています。

○鈴木主査 仮にこの御要望が実現するとしたときに、当然第1回目がやってくるわけなのですが、これは司法書士の場合にも、司法書士でありさえすればすべての簡裁の代理ができるというのではなくて、一定のチェックをした上で範囲を限定しておりますね。当然社労士さんの場合にもそんな仕組みが組み込まれるだろうと思う、そうでないかもしれないというふうに思いますけれども、その場合に、訴訟法について知っておるのかというのは、実は弁理士がそれを言われて、私、今、知りませんとなって、今使っていないのだから知らないのは当たり前なのです。ということを行ったという経緯があるのですけれども、そこら辺の訴訟法の知識その他についてはどういうふうにお考えになっておられますか。

○大槻会長 当然行政訴訟法、民法の関係とか、そういった民事訴訟法だとか、そういう訴訟に関連する法律上の専門的な分野での研修、そういったことは当然必要でございます。1つ実務的に、これは決して法律を軽視するわけではございませんので、これはどうしても修得することは必要だということをごちへ置きますが、今の簡易裁判所の実際の取り扱いというのは、労働問題についてはそれほど複雑な手続にはなっていないのが現状でございます。書類を見ましても、そういうこ

とからしますと、十分に訴訟関係の勉強をやれば、直ちに対応できる、そういう気もいたします。

○鈴木主査 そこで一番ポイントになるのは、お客のというか、ユーザーのニーズがあるのか。それについては、実際の経験があったので、一番最初に聞いた問題ですが。たとえば、法廷に行くけれども、原被告の席にもつくわけにはいかないから、まだるっこい思いで傍聴席で聞いておってブロックサインを送っておると、こんなようなお話なのですが。そのところをもう少し定量的に御説明いただく資料はありませんか。実は司法書士に簡裁での訴訟代理権が認められたのは、司法書士は訴状も書き、準備書面も書いているわけですね。そして、現実の法廷と同じような事を法廷での訴訟の準備訓練としてやり、法廷に行ってはブロックサインを送り、時には裁判官が面倒だから、あなた出てきて言いなさい、というような、そういう笑い話みたいな話もあったという事実を踏まえておるわけなのですが、そういう問題についてのもう少し、そういう人もいますというのではなくて、そういう人が結構多くて、ニーズがあるのですよということを定量的に示すようなことは可能ですか。

○大槻会長 それは実際にそういう対応した者に話も聞いておりますし、それは大量にいるかどうか別としまして、実際に実態としてあることは事実でございますので、その事実を扱ったものを一応整理、まとめてみることは可能だと。

○鈴木主査 それを少し整理していただけないでしょうか。ほかに質問は。

○安念専門委員 私どもが申し上げているのはエピソード集ではないんです。つまり顧問先の中小企業の社長さんに聞いたところ、何%の人が、そういうのは一気に全部訴訟まで社労士さんをお願いしたいという声が、例えば45%ありましたと、こういう資料でないと説得力がない。つまり個別の事例、こういうことが言った人がいましたではだめですよ。もうちょっと前広な資料であった方が説得力が増すと思いますね。

○大槻会長 今まで私どもも争って、社会保険労務士が労使の間に立って、ひとつこの辺にしときなさいよということで、外部に出さない、企業内でおさめておきなさいよという、この部分が社会保険労務士の本来の労務管理の仕事だと。にもかかわらず外部に出て行った。その外部というのはどこかといえば、1つは直接裁判に行くケースもございますし、1つはユニオンという労働組合に行って集団的なことに変わる場合もありますし、今度は行政型のADR機関にそういうのを持っていく。すると、これまで社会保険労務士はそっちへ持って行かれたときには、代理ということ……。

○安念専門委員 社会保険労務士さんのお立場を伺っているのではなくて、そういうニーズがどれだけあるかということをお出しになることが説得力の源であるということをおし上げている。そういうエピソードというか、そういう実態があるだろうということは私も十分想像はつきますが、それはいくら言っても説得力にはならない。

○大槻会長 もちろん私どもはそういう数字、事業主がそういうふうに言って希望したというデータをどこでどういうふうに出しているか、これはちょっと私どももわかりませんが、各論の1つのエピソードという、実態としては申し上げられますが、事業主がそこまで求めていますよというようなことを集計したというものがあるかどうか。あっせん代理の場での資料でまとめるようなことですか。

○中井専務理事 確かに難しいのですけれども、一応母数となるのは、先ほどちょっと御説明したこの2ページ目に、厚生労働省が調べた総合労働相談件数とか、あるいは民事上の相談件数とかあります。こういったものが1つの大きな母数になると思うんですね。そこから具体的に労働局が受けているあっせんが7,000件あります。そういうようなことから考えて、要するに簡裁の訴訟は140万円未満のものでありますから、それがどのぐらいあるのか、そういった形で推計していくと、およその姿はあるのかなと思います。どれほど正確なものか自信は、そんな形で数字が挙げられるのかということは今思っておりますが、そのあたりはちょっと工夫をしてみないといけないと思います。

○安念専門委員 結構です。どうもありがとうございました。

○鈴木主査 ほかに御質問、その他ありませんか。

○黒川委員 事情だけを伺いたいのですが、中小企業のコンサルで、皆さん社労士の資格をお持ちだということもわかるけど、当然一方で税理士さんの資格を持っていらっしゃる方とか、行政上の対応で行政書士さんの資格を持っていらっしゃる、いろんな方がいろんな組み合わせで多分コンサルをやられていると思うんですね。労働問題の部分がとても重要で、その分を突出して事務所として開かれるという形というのがどれぐらいなのかということに関して、さっき3万人以上の資格を持っていらっしゃるうち、開業されている方が2万と言われてはいますが、多分そのときの資格1万ぐらい消えているのは、多分別のスタイルで仕事をされているとか、資格をお持ちでもいろんな形で活用されるという活用のされ方になっているのかなという気がして、それが少しずつ社労士さんの資格をドミナントというか、重たい仕事にしながら中小企業社のコンサルになっていかれるという感覚で見ていてよろしいのですか、社労士さん。

○大槻会長 社会保険労務士、先ほど申し上げましたように、法制化されたのは昭和43年です。ところが社会保険労務士の国家資格者となり、社会保険労務士という名称でスタートしたその以前を見ますと、この社会保険労務士の業務の根っこは、戦後の復興期、昭和22年に労働基準法ができて、その後、労働法が次々できた。社会保険関係が精査、改革されて、その中で、いわゆる監督署だとか、社会保険事務所へそういった労基法、安衛法とか、そういう関係の事務だとか、そういうことをやる中で、いわゆる事業主と従業員、いわゆる中小零細企業、そういったところの人の雇い方とか、賃金の決め方、最低賃金はどうかというようなことで入ってきています。だからその時点では労務管理士を名乗ったり、経営コンサルタントを名乗ったり、いろいろな名称でそれぞれやってこられた。その人たちは何の資格もないままでやってこられたのですが、そういう専門的な分野、中には行政書士さんもおられたでしょう。税理士さんもやっておられたでしょう。しかし、そういうようなことは1つの専門化された分野として社会保険労務士になったと、こういう経緯がございまして、片方は労務管理士、片方は社会保険士、最終的にはこの2つが重なって社会保険労務士が誕生したと、こういう経緯がございまして、今、御指摘のようなことが中には実態にある。だから労働組合で活動されてきた方は労使の関係には強いよと。別に片方に寄るのではないけれど、という方も今もちろんおられます。

○金田副会長 御質問の趣旨は、現在の3万人の内訳の2万人が開業したというようなところで兼業部分がどのぐらいあるんですかという御質問やに伺ったのですが……。



○黒川委員 企業顧問という形についていらっしゃる。私の学生たちは資格をいくつも持っている、そうやって受けているのを見ているものですから。

○金田副会長 ただ、2万人の開業者の内訳で、実態としましても9割以上が社労士専用で、もちろん資格を並行して持っている方はもちろん中にいますけれども、主体が何かというと、2万人のうちの90%以上は専業でやっていると、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○山下参考人 所管などを一、二点だけ述べます。安念先生の方からも御指摘・御質問等ございましたが、客観的データ、あるいは国民のニーズの把握が冷静な判断をするときに必要かと思えます。その観点に立つと、特に裁判所と申しますか、簡易裁判所の方から、現在まで社労士会の方にそれぞれの地裁レベルあるいは高裁レベルで協力要請の件数が具体的にどの程度あったのかということも1つの参考例になるのではないかと思うので、そういうデータがあるのであれば、今日でなくても規制改革の事務局の方に提出されたらと思うのが感想の一つです。

もう一つは、司法書士さんの場合、今日まで、色々と御要望をされてこられた背景に、本来、司法書士は権利を確定させる登記事務と、もう一つ、裁判事務の2つが、司法書士制度を支える車の両輪として備わっており、簡易裁判所における代理権が付与されるのは当然だ、という前提での御主張や議論がありました。労務関係や金銭債権などの個別分野についてのプロか否かを問わず、司法書士は、本来、裁判事務のプロであり、かつ、登記のプロだと主張されています。従って、今後、簡裁の代理権、あるいは出廷陳述権等に関する制度の御議論される場合や、司法書士の権限に関する議論をされるときには必ずその指摘はありますので、よく内部で見解をまとめ御議論され、ご報告されてはいかがでしょうか。

なお、以前、司法制度改革が始まった頃、労働関係の調停員には、社労士さんがふさわしいと、最高裁判所の事務総局では、全国の地裁に対し、民事局長通達を発しました。今まで前例がない局長通達を、厚労省ですら、そのような局長通達が出されたことがなかったかと思いますが、わざわざ出されるということは、客観的に社労士さんの専門性を評価されたということもあったと思うので、そのような具体的な事例や定量的・統計的な参考になるデータを示されることが鈴木主査あるいは安念先生を始めとした委員の方の御希望に応えられるのではないかというふうに個人的には思い、御検討を願いたいと、感想を込めてお話しさせていただきました。

○鈴木主査 それでは時間も来ましたので……大橋先生、何かありますか。

○大橋専門委員 確認なのですが、今日御説明なり御要望の訴訟代理権が仮に実現した場合に、すべての社労士の方に付与するのではなくて、特定の訴訟についての知識が非常に豊富な方に限って代理権を付与するという御趣旨の説明だったのかどうか確認したかったんです。

○大槻会長 それはそのとおりでございます。

○大橋専門委員 わかりました。

○鈴木主査 それではどうもお忙しいところありがとうございました。お話の趣旨は理解いたしましたので、どうも御苦労さまでした。

○大槻会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○鈴木主査 了解ではなく理解ですから。